

公益社団法人全国市有物件災害共済会コンプライアンス規程

平成24年6月18日制定

平成26年5月16日一部改正

平成30年5月21日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国市有物件災害共済会職員倫理規程（以下「職員倫理規程」という。）の理念に則り、公益社団法人全国市有物件災害共済会（以下「本会」という。）が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス（法令等の遵守をいう。以下同じ。）上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 本会の役員及び職員（公益社団法人全国市有物件災害共済会職員就業規則第2条（ただし書に掲げるものを含む。）及び公益社団法人全国市有物件災害共済会嘱託職員就業規則第2条に掲げる職員をいう。以下同じ。）は、前条の職員倫理規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(コンプライアンス委員会の設置)

第3条 本会にコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、常務理事を委員長とし、総務部長、財務部長、業務部長及び常務理事が指名する地区事務局長並びに監事が指名する監査補助員を委員として構成する。
- 3 委員会の事務は総務部で行う。

(委員会の役割)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) コンプライアンス施策の検討と実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件についての分析・検討
- (4) コンプライアンス違反再発防止策の策定

(委員会の開催)

第5条 委員会は、定例委員会として、委員長の招集により、毎年1回開催する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

(報告・連絡・相談ルート)

第6条 役員及び職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかに委員会委員に報告する。

- 2 委員会委員は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を知ったときは、直ちにその事実を委員会委員長に報告するとともに、委

員会の承認を得て、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、実施する。

(コンプライアンスのための教育)

第7条 常務理事は、職員に対してコンプライアンスに関する研修を定期的に行うものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の設立の登記の日から施行する。

(設立の登記の日 平成24年11月1日)

附 則

この規程は、平成26年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月21日から施行する。